

## 第17次東京都消費生活対策審議会の答申について

本日、第17次東京都消費生活対策審議会（会長：島田和夫東京経済大学教授）から、次の2つの答申がありましたので、お知らせします。

### 1 社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例 規則の改正に関する答申

消費者被害の実態と消費者契約法などの法整備の状況をふまえ、的確かつ迅速に、効果的な行政措置を講じるために、必要な条例・規則の改正を行うよう提言しています。

\*都は、本答申を受け、平成14年第一回定例会に条例改正案を提出する予定です。

<答申のポイント>

- (1) 不適正取引行為の禁止規定の追加 改正を行う。  
電子商取引などの新たな取引形態に対応した規定とする。  
～一方的に送りつける不当な迷惑メール等により勧誘する行為など  
消費者被害実態に対応した規定とする。  
～過去の取引に関わる個人情報を悪用して勧誘する行為など  
消費者契約法などの新たな法整備に対応した規定とする。  
～不当な免責を定めた内容の契約を締結させる行為など
- (2) 勧告・公表のための諸手続きの簡素化を図る。  
悪質事業者名の公表や不適正な表示の是正勧告を迅速に行えるようにする。
- (3) 消費生活対策審議会への必須諮問事項を見直す。  
迅速に商品の危険性を認定し、製造や販売の中止を行えるようにする。
- (4) 消費者被害救済のためのセーフティ・ネットを充実・強化する。  
消費生活相談において「あっせん」を行うことを明確化する。  
被害救済委員会が多数の紛争を解決し、指針を示せるよう運営規定を整備する。

なお、10月31日に発表された基本問題部会中間報告については、68件の都民意見が寄せられました。それらの御意見も参考にして答申内容の審議が行われました。

お問い合わせ

( 条例・規則改正 ) 消費生活部企画調整課  
電話 03(5388)3084  
( 単位価格表示の見直し ) 消費生活部安全表示課  
電話 03(5388)3066

## 2 東京都消費生活条例による単位価格表示の品目等の見直しに関する答申

消費生活を取りまく社会経済状況の変化をふまえ、単位価格表示の品目選定基準及び品目の見直しを行うとともに、単位価格を表示する文字の大きさなど表示方法について提言を行っています。

\*都は、本答申を受け、平成14年2月に告示を行う予定です。

### <答申のポイント>

#### (1) 品目選定基準及び指定品目の見直し

##### 品目選定基準の見直し

現行の品目選定基準を整理し、商品の比較選択を難しくする要因として、「品質が多様である」ことを新たに加えた。

##### 品目の見直し

新しい基準にのっとり、品目の見直しを行った。

指定を解除すべき品目 22品目（青果物等）

指定を追加すべき品目 1品目（ヨーグルト）

適用範囲を拡大すべき品目 1品目（野菜ジュース）

適用範囲を縮小すべき品目 2品目（かん詰、化学調味料）

#### (2) 表示方法の見直し

##### 単位価格を表示する文字の大きさについて

商品棚の前面に単位価格を表示する際の文字の大きさについては、14ポイント程度を目安として事業者を指導する。

##### 特売品の取扱いについて

従来の実施要領の基準（1日を単位として価格の変動のないものは表示対象とし、見切り品、投売り等時間単位で価格の変動があるものも、対象品目であれば、表示することが望ましいとする基準）に沿って単位価格表示の励行を図る。